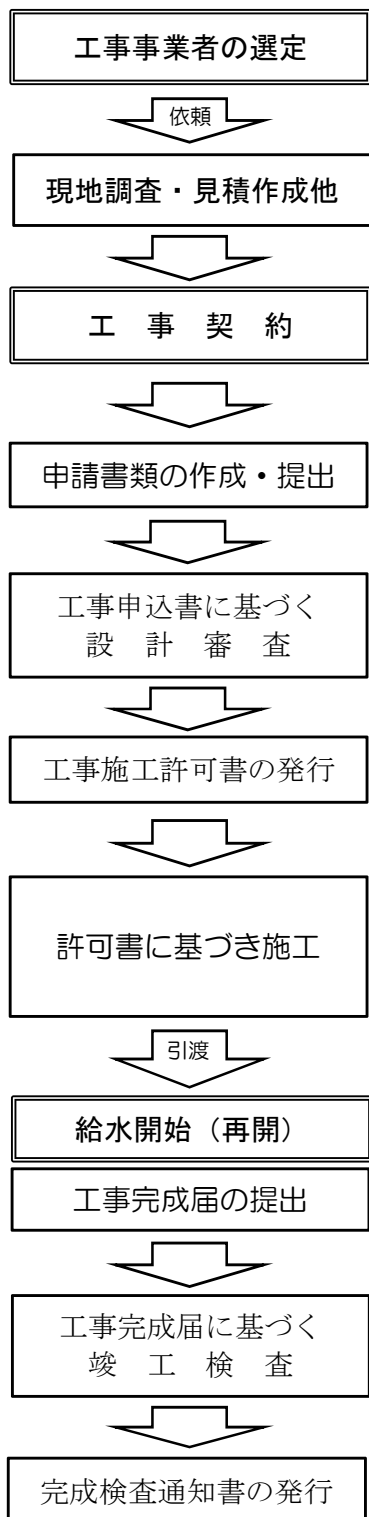


# 飯山市内における水道給水装置工事の申請手続きフロー

平成28年 4月 運用

## 指定工事業業者代行による届出等



### 窓口：業務係

事前に届け出が必要なもの

- A：代理人選定（変更）届（様式第5号）
- B：管理人選定（変更）届（様式第6号）
- C：使用者氏名等変更届（様式第9号）
- D：給水装置所有権取得届（様式第12号）

□「個人情報の取り扱いに関する同意書」を提出し、現況の把握に努めてください。

### 窓口：水道係

- ①給水装置 新設・改造・撤去 申込書（様式第1号）
- ②給水装置工事申込書

### ○「申込書確認・指示書」控の受領と指示事項の確認

- I）国県道占用申請書手数料
- II）設計審査・検査手数料 の納付書発行
- III）水道加入金（新設時）
- IV）開栓手数料（新設時） の納付書発行

### 窓口：業務係

### ③水道給水申込書（様式第4号）：新設時

- ※ I～IVの納入を確認後（期限概ね1ヶ月）
- A）新設量水器の引渡し

### 窓口：水道係

### ④給水装置工事完成届

- 「申込書確認・指示書」控の添付（2部）

飯山市水道条例に基づき、次の該当者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条（給水装置の新設等の申込）の承認を受けないで、給水装置の新設等をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第14条の給水装置の変更の工事施工、第20条の量水器の設置、第28条の使用水量の計量、第38条の検査並びに第39条及び第40条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第24条の給水装置の管理義務を著しく怠った者